令和3年第3回教育委員会会議録

- ■会議名 令和3年第3回忠岡町教育委員会定例会
- ■日 時 令和3年3月26日(金)午前10時00分から午前10時55分
- ■場 所 忠岡町役場 3階 研修室3
- ■出席者 教育委員会委員

教育長富本正昭教育長職務代理者中村吉治委員安明明子委員井手和代委員新田哲也委員谷野しづこ

事務局

教育部長 二重 幸生 教育部理事兼学校教育課長 石本 秀樹 教育部生涯学習課長 小林 和子 教育部教育みらい課長 石栗 健史 教育部学校教育課参事 三好 泰隆 教育部学校教育課参事 大西 裕貴 教育部教育みらい課参事 根来 智子 教育部教育みらい課参事 道口 康子

- ■傍聴者数 なし
- ■会議録署名委員 井出委員
- ■議事日程

日程第1 報告第7号 行事等報告について

日程第2 報告第8号 町立各学校園保育所行事について

日程第3 報告第9号 令和3年度町立各学校園保育所の入園式・入学式につ

いて

日程第4 報告第10号 令和3年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係

事項について

案 件1 忠岡町教育委員会委員の任命について

案 件2 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に

ついて

案 件3 令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第14号)について

日程第5 議案第3号 令和3年度忠岡町教育基本方針について

日程第6 議案第4号 忠岡町適応指導教室条例施行規則の制定について

日程第7 議案第5号 令和3年度中学生チャレンジテストへの参加について

5. その他

■ 会議の内容

発言者	発言の要旨
富本教育長	ただ今から令和3年第3回忠岡町教育委員会定例会を開催致しま
	す。
	(開会 午前10時00分)
富本教育長	本日の応召委員は5名で、出席委員は同数であります。
	従いまして委員会は成立しております。
	なお、本日傍聴の申し出はございません。
	本日の会議録署名委員を会議規則第16条第3項の規定により、教
	育長の指名として、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
 富本教育長	 ご異議がないので、井手委員にお願いいたします。
田平秋日氏	次に、教育長の報告をさせていただきます。
	本日、第3回定例会でございますが、本日ご出席の中村職務代理の
	最後の教育委員会会議となりました。中村職務代理は、平成21年7
	月にご就任されまして、その間、現在は教育長職務代理、以前は委
	員長職務代理と、重責を務めて頂きました。私が教育長を拝命した
	時にも、非常に助けていただきありがたく思っております。この度
	3月31日をもってご勇退ということでございます。私としてはもう
	少し続けてほしいという思いもあるのですが、たっての願いという
	ことで町長ともご相談の上、決定させていただきました。中村職務
	代理、本当に長い間ありがとうございました。
	また、私ども事務局の中でも3月末をもって異動する者がございま
	す。大西参事が4月1日付で、大阪府教育庁小中学校課学事グルー
	プに転出となり府教委で指導主事として頑張ってもらうことになり
	ました。頑張ってください。来年度より新しいメンバーとなります
	が、我々全力でがんばりますのでお力添えをよろしくお願いいたし
	ます。私の方からは以上でございます。
含未粉去目	これでは業事によります
富本教育長	それでは議事に入ります。
	議事日程を事務局より朗読願います。

石栗課長

(議事日程朗読)

富本教育長

日程第1・報告第7号「行事等報告について」を議題と致します。 事務局より議案の朗読を願います。

石栗課長

(議案朗読)

富本教育長

会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

小林課長

生涯学習課から2月分の社会教育行事について報告いたします。 3ページをお願いいたします。令和3年2月分の行事報告でございます。2月4日に「1歳7-8ヶ月向けのブックスタート事業:ブックセカンド」を、2月18日に「生後4ヶ月向けのブックスタート事業:ブックファースト」を保健センターの健診に合わせて開催いたしました。ブックスタート事業は、「忠岡町子ども読書活動推進計画」に基づき実施しているものです。このほか、毎月初日定例の「グラウンド抽選会」を2月1日に実施しております。

4ページをお願いします。児童教室でございますが、ご覧のスケジュールにて実施、2月の延べ出席人数は192人となっております。5ページは、児童館利用状況でございます。のびのび広場は延べ160人、自習室は延べ48人、キッズクラブは延べ298人、児童教室は延べ192人、となっております。なお、令和2年度のキッズクラブ最終日は3月19日に、児童教室のピアノ教室は発表会を3月21日に行い、それぞれ2年度の事業を完了いたしました。次年度のキッズクラブと児童教室については、募集と抽選を終え、合否通知の送付も完了しております。キッズスクールについては定員50名に72名の応募があり22名が待機中、児童教室については、ピアノ教室の落選児童が3名、書き方習字教室の落選児童が4名、となっております。

続きまして、6ページ、ふれあいホールの使用状況でございます。 一般申し込み1件でございました。

7ページは、コパンスポーツセンター忠岡の利用状況でございます。緊急事態宣言期間であったことから、営業時間の短縮も継続、2月の利用は延べ4,525人、1月報告人数からは若干増加しておりますが、まだまだ以前の賑わいには戻り切れていない状況です。昨年の同月では7,000人超でした。

続きまして、文化会館についてご報告いたします。8ページから14ページは、各講座の利用状況です。定期講座の「日本語読み書き教室」は中止しましたが、延期・中止していた他の単発講座は感染拡大の防止に留意しながら再開し、合計延べ74人が参加しました。自習室利用は、中学生10人、高校生8人、大学生1人、一般・社会人15人、「忠岡あすなろ未来塾」は小・中学校各4日間の開催で、のべ225人の参加となっております。

10 ページから 12 ページは、文化会館クラブの活動状況です。 公民館部に延べ 131 人、働く婦人の家部に延べ 553 人、その他一般 9 人、トータル 693 人が活動されました。

13ページから14ページは、文化会館一般利用の状況です。

公民館部に延べ110人、働く婦人の家部に110人、トータル220人 の利用がございました。

最後に図書館利用の状況です。15ページをご覧ください。2月15日から26日までは蔵書点検期間でありましたので、開館日数11日間、1日平均の貸出冊数は260.1冊、貸出人数は77.7人、一人当たりの貸出冊数3.3冊となりました。なお、蔵書点検により、不明本は22冊となりました。今後3年以上不明の場合は、「忠岡町図書館資料除籍基準」に則り、除籍手続きをとってまいります。

以上が、2月分の事業報告でございますが、文化会館運営委員会 松阪委員長からの「答申書」を17ページに掲載しておりますの で、ご説明いたします。富本教育長から諮問しておりました事項の うち、答申期限を今年度中としていた、「持続可能な総合施設とし ての運営方針について」の答申書でございます。

審議内容から読ませていただきます。現行の「忠岡町働く婦人の家 条例(条例第21号)」は、「勤労婦人、勤労者家庭の主婦等」を対 象に設置され「男性」の利用は規定されておらず、現代の男女共同 参画社会との整合性に欠ける記載となっていること、また、大阪府 内で「働く婦人の家」の施設名称を残しているのは本町のみである こと等を忠岡町文化会館運営委員会で提議し、審議を2回行った結 果、「持続可能な総合施設」として地域住民に資するためには、「働 く婦人の家」と「公民館」を一本化することに決議しました。

答申「働く婦人の家」「公民館」「図書館」の複合施設である本町の 文化会館は、「働く婦人の家」を廃止し「公民館」と統合することに より、性差・年齢等によることのない、地域住民全ての生涯教育の 代表的機関として、また、文化的に発展可能な施設として、広く情 報提供を行いつつ地域住民の文化活動を支援することを目指して参ります。

新たな「公民館」及び「図書館」の各館における今後の事業展開等 については、引き続き、忠岡町文化会館運営委員会にて審議検討を 行い、令和4年度中に答申いたします。

報告は以上です。

富本教育長│説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

富本教育長 何かございませんか。

ご質疑がないようですので、日程第1・報告第7号「行事等報告について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長 │ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決します。

次に日程第2・報告第8号「町立各学校園保育所行事について」を

議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。

石栗課長 (議案朗読)

富本教育長 │会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

根来参事 東忠岡保育所の行事についてご説明いたします。

21ページをお願いします。

3日(水)ひなまつり会

4日(木)·9日(火)避難訓練(地震)

8日(月)・9日(火)お別れ会

15日(月)卒園式予行

19日(金)卒園式

31日(水)令和2年度保育終了

道口参事 続きまして幼稚園の行事についてです。

22ページをお願いします。

4日(木) すくすくタイム

5日(金)新入園児保護者説明会

10日(水)年長児親子お別れ会

17日(水)卒園式

24日(水)終業式

保育所・幼稚園の行事については以上でございます。

石本理事

小中学校の行事について報告させていただきます。

23ページをお願いいたします。

忠岡小学校でございます。

4日(木)6年生を送る会

11日(木)卒業式予行

16 日 (火) 卒業式

24日(水)修了式

東忠岡小学校でございます。

24ページをお願いいたします。

4日(木)6年生を送る会

16 日 (火) 卒業式

18日(木)児童会立ち合い演説会

24 日 (水) 終了式

忠岡中学校でございます。

25ページをお願いいたします。

10日(水)一般選抜入試

11日(木)卒業式予行

12日(金)第73回卒業式

17日(水)~22日(月)1・2年三者懇談会

24日(水)修了式

報告は以上でございます。

富本教育長

説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

中村職務代理 | 今年も残念ながら卒業式は少人数で執り行いますけれども、子ども たちは理解しているとは思いますが、ご出席された方々がどの様に 感じたか教えてください。

石本理事

このコロナ過の下ということで保護者のみでしたが、在校生代表の 参加はありまして、6年生から5年生へバトンということでした。 6年生もコロナの中できることをということで、先生方また保護者 の協力のもと卒業式を行い巣立っていかれた、と学校から聞いてお ります。

新田委員 入試も終わっていると思いますが、3年生の進路はほぼ決まっているのですか。

石本理事 詳細についましては、4月の教育委員会でご報告させていただきます。現在また入試に向けて、中学校の方で取り組みを進めていると 聞いております

富本教育長 他に何かございませんか。他に、ご質疑がないようですので、日程第2・報告第8号「町立各学校園保育所行事について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長 ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決します。 次に日程第3・報告第9号「令和3年度町立各学校園保育所の入園 式・入学式について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を 願います。

石栗課長 (議案朗読)

富本教育長 会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

二重部長 29 ページをお願いします。入園式・入学式ですが、先の卒業式と同様でございます。日程につきましては、ご覧の通りですが、今回もご来賓の皆様につきましてはご遠慮頂くということで、よろしくお願いしたいと思います。

富本教育長 説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

富本教育長 何かございませんか。ご質疑がないようですので、日程第3・報告第9号「令和3年度町立各学校園保育所の入園式・入学式について」を報告どおり承認す

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長

ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決します。 次に日程第4・報告第10号「令和3年第1回忠岡町議会定例会議 案教育委員会関係事項について」を議題と致します。事務局より議 案の朗読を願います。

石栗課長

(議案朗読)

富本教育長

案件1について、会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

石栗課長

33ページをお願いします。「忠岡町教育委員会委員の任命について」 ご説明します.中村職務代理が、本年3月31日をもって退任されま す。つきましては、その後任に竹林正訓氏を任命いたしたく、議会 の同意をいただきたく提案したものです。竹林氏は、平成29年3月 31日の退職まで、長年に渡り本町や岸和田市の学校現場で円滑な運 営に尽力されておられましたので、本町教育委員として適任者であ ると考えますので選任した次第です。なお、本件は、昨日3月25日 の本会議において可決されております。

説明は以上でございます。

富本教育長

説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

富本教育長

何かございませんか。

ご質疑がないようですので案件1「忠岡町教育委員会委員の任命について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長

ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決します。 次に案件2について、会議規則第9条の規定により趣旨説明を求め ます。

二重部長

35 ページをお願いします。「忠岡町特別職の職員の給与に関する条

例の一部改正について」についてご説明します。

37ページをお願いします。特別職・教育長の給与月額「620,000円」を一割減の「558,000円」とする。また、退職手当は支給しないとなっております。ちなみに影響といたしまして、一期3年間で退職金等々の940万円の影響がございます。ちなみに現在3期目でございます、1・2期目につきましても同様のカットをしていただいておりましたので、3期合計2,800万円を超える影響があり、財政に貢献していただいております。

富本教育長

説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

富本教育長

何かございませんか。

ご質疑がないようですので案件2「忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長

ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決します。 次に案件3について、会議規則第9条の規定により趣旨説明を求め ます。

石栗課長

39ページをお願いします。「令和2年度忠岡町一般会計補正予算(第14号)について」ご説明します。教育委員会関係のみご説明します。 43ページをお願いします。繰越明許費としまして、令和2年度に完了を見ないため令和3年度に繰り越すものとなります。表の下から3つが繰越となります。忠岡小学校屋外トイレ改修事業で4千万円、小学校の感染症対策事業で240万円、中学校の感染症対策事業で120万円です。

44ページをお願いします。歳入です。上段の表の右から2つ目の、小学校の学校保健特別対策事業費補助金120万円、その下の、中学校の学校保健特別対策事業費補助金60万円です。

45ページをお願いします。歳出です。下の表の小学校費で、感染症対策消耗品代 120 万円、その下の、感染症対策備品購入費 120 万円です。

46ページをお願いします。

中学校費で、染症対策消耗品代 60 万円、その下の、感染症対策備品購入費 60 万円です。これは先ほどの歳入で 2 分の 1 の国庫補助が充当しております。また、今回の補正で上げております、小学校と中学校の感染症対策消耗品および備品購入については令和 3 年度に繰越をしております。

なお、本件は、昨日3月25日の本会議において可決されております。

説明は以上でございます。

富本教育長

説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

富本教育長

何かございませんか。

ご質疑がないようですので案件3「令和2年度忠岡町一般会計補正 予算(第14号)について」を報告どおり承認することにご異議ござ いませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長

ご異議がないようですので、報告どおり承認することに決します。 次に日程第5・議案第3号「令和3年度忠岡町教育基本方針につい て」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。

石栗課長

(議案朗読)

富本教育長

会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

石本理事

「忠岡町教育基本方針令和3年度学校園における指導の指針」について、説明をさせていただきます。

資料「忠岡町教育基本方針」をお願いいたします。こちらは、大阪 府教育委員会の市町村教育委員会に対する指導・助言事項を踏まえ て、毎年、学校園に対して、町教育委員会が示している指導の指針 でございます。この基本方針は、忠岡町教育大綱をもとに、忠岡町 の教育について、子どもに付けたい力をかかげ、4つの大きな柱で 構成されております。

- 1. 学力向上への取組み
- 2. 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

- 3. 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり
- 4. 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

昨年度から新たに追加・変更した部分でございますが、表紙をめくっていただいて、忠岡町教育大綱、そして、次のページの「はじめに」をご覧ください。真ん中にございますが、新型コロナウイルス感染症に係る対応についての一文を、その4行ほど下の箇所に、昨年11月末に配備しましたタブレット端末の活用について追加いたしました。また中学校では、平成29年度に施行された学習指導要領が、小学校に続き、いよいよ本格実施となります。本文におきまして、2点追加・変更いたしております。本文の3ページをお願いいたします。特別重点として、新型コロナウイルス感染症に係る対応を追加し、(ア)では、感染症対策について、(イ)では、子どもたちの心のケアについて、(ウ)では、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育の推進ならびにいじめを起こさないための集団づくり等を一層充実させることについて記載しております。

次に、5ページをお願いいたします。(12) におきまして、1人1 台のタブレット端末を授業改善に資するためにツールとして積極的 に活用していくことを記載しております。

以上が新たな追加等でございます。それ以外は、文言等、大阪府教育委員会の指導・助言事項にあわせて若干、修正しております。 説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

富本教育長

説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

中村職務代理

コロナの中で、学校で子ども達にタブレットを支給することとなりましたが、今現在どのような形で使い、新年度からどう変わるのか教えてください。

石本理事

まずは、11月にタブレットを配布させていただき、最初子ども達も 先生たちも初めて授業で活用することとなり、町教委の事務局の指 導主事が1名学校に行きましてサポートしました。子ども達は、低 学年から中学3年生まで非常に興味を持って使用しております。た だ、これまで本町におきましても、授業改善ということで、取り組 みの方を進めて参りましたので、来年度からは授業改善の中でタブ レットICTを活用してより子どもたちの学びに繋がるように活用 してまいりたいと考えております。

富本教育長

タブレットを使うことを目的とするのではなく、授業をより子ども 達に分かりやすくする手段としてタブレットを活用し、効果的に授 業で使えるよう研修を深めがんばりますのでご支援のほどお願いし ます。

富本教育長

他に何かございませんか。

他に、ご質疑がないようですので、日程第5・議案第3号「令和3年度忠岡町教育基本方針について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長

ご異議がないようですので、原案のとおりに決します。

次に日程第6・議案第4号「忠岡町適応指導教室条例施行規則の制定について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。

石栗課長

(議案朗読)

富本教育長

会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

石本理事

「忠岡町適応指導教室条例施行規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の53ページをお願いいたします。本件は、忠岡町適応指導教室条例の施行について、必要な事項を定めるための規則を制定するものでございます。開館時間は、午前9時から午後5時になります。休業日は、日・水・土曜日・学校の休業日になります。職員等は、町の会計年度任用職員として、室長を置き、教室の管理と指導を行います。室長につきましては、経験のある退職校長から人選を進めております。また、指導につきましては、もう1名、学校に配置している大阪府の加配教員が連携して行います。適応指導教室においては、保護者及び在籍校と連携を図り、児童生徒の適応指導、学習指導、生活指導、児童生徒及びその保護者の教育相談に関すること等について支援します。

54ページをお願いいたします。対象者につきましては、忠岡町立小・

中学校に在籍している児童生徒のうち在籍校の校長が認めた者、そ の他教育委員会が適当と認めた者が、適応指導教室で指導を受ける ことができます。利用申請等につきましては、保護者から在籍校長 に「利用申請書」を出し、校長から教育委員会に「利用依頼書」を 提出し、教育委員会の承認を得て通室となります。通室した日は、 在籍校において出席扱いとなります。その他としまして、費用はか かりません。但し、体験活動等を行う際の教材費などは、保護者負 担となります。令和3年4月1日開設予定でございますが、対象の 方への周知につきましては、スタートにあたり、丁寧に行いたいと 考えております。4月には、新学年がスタートし、環境がかわるこ とで、学校復帰にあたっての機会になる場合もあります。また、適 応指導教室は、学校生活への復帰を図ることが目的ですので、学校 と適応指導教室がしつかり連携をしていくことが重要になります。 そのためには、まず、適応指導教室について、学校の教職員がしっ かりと理解するとともに、対象のお子さんについて適応指導教室の 担当と学校が話をし、その子どもにとって、どのような支援が必要 かについて共有しておく必要があります。新年度がスタートする4 月に入って、新しい担任と対象のお子さん、保護者の方との関係を 築いていきながら、丁寧に周知して参ります。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

富本教育長

説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

安明委員

4月からですので、もうすでに申し込みの方などおられるのでしょうか。

石本理事

先程ご説明させていただいたのですが、不登校のお子さんの場合いろいろな状況がございますの。まず4月1日には開設させて頂くのですが、新しいクラスになって担任の先生と保護者の方に丁寧に説明した上で、お子さんの状況によって学校と適応指導教室の担当が、お子さんにとって適応指導教室に通い支援を受けることが必要かについて相談したうえで周知等も行ってまいりたいと思います。

富本教育長

じっくりと丁寧に進めたいと思っております。最大の目的は、学校 復帰と思っていますので、学校の先生方と適応指導教室と保護者と の共通理解が進まなければいけません。時間をかけて連携なり意思 疎通をしっかりし、忠岡町で初めての試みですので、まずは先生特に校長先生によく理解して頂いて、周知していこうと思っております。

富本教育長

他に何かございませんか。

他に、ご質疑がないようですので、日程第6・議案第4号「忠岡町 適応指導教室条例施行規則の制定について」を原案のとおり決定す ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長

ご異議がないようですので、原案のとおりに決します。

次に日程第7・議案第5号「令和3年度中学生チャレンジテストへの参加について」を議題と致します。事務局より議案の朗読を願います。

石栗課長

(議案朗読)

富本教育長

会議規則第9条の規定により趣旨説明を求めます。

石本理事

本議案は、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、 大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を 検証し、その改善を図る等を目的として実施する中学生チャレンジ テストの来年度の実施について、本町の参加の承認を得るもので す。

資料「令和3年度中学生チャレンジテスト実施要領」をご覧ください。調査の概要について説明いたします。次年度、実施予定のチャレンジテストにつきましては、第3学年が令和3年9月2日(木)に、中学校第1学年と第2学年が来年の1月13日(木)に実施されます。実施教科につきましては、第1学年では国語・数学・英語の3教科、第2学年及び第3学年では、国語・社会・数学・理科・英語の5教科が実施されます。本調査に参加し、その結果を活用して生徒の学力を把握し、本町の中学校の学力向上につながるよう、取り組みの成果と課題を検証し、今後の授業改善につなげたいと考えております。

つきましては、来年度実施予定の中学生チャレンジテストへの参加 についてご承認いただきますよう、ご審議の程、よろしくお願いい たします。

富本教育長

説明は以上のとおりです。ご質疑を承ります。

富本教育長

何かございませんか。

ご質疑がないようですので、日程第7・議案第5号「令和3年度中学生チャレンジテストへの参加について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

富本教育長

ご異議がないようですので、原案のとおりに決します。 以上で、本日提出されました議案はすべて終了致しました。

富本教育長

続きまして、その他に入ります。

以下の内容を報告して終了.

- 1. 忠岡町教育委員会後援名義の使用許可について
- 2. 令和3年第1回忠岡町議会定例会代表質問、一般質問教育委員会関係事項について
- 3. 令和3年第4回教育委員会定例会議の日程について